

○ 財 務 省 告 示 第 25 号

個 人 向 け 国 債 の 発 行 等 に 関 す る 省 令 （ 平 成 14
年 財 務 省 令 第 68 号 ） 第 4 条 第 14 項 の 規 定 に 基 づ
き 、 令 和 6 年 12 月 16 日 に 発 行 し た 個 人 向 け 国 債
の 発 行 条 件 等 を 次 の と お り 告 示 す る 。

令 和 7 年 1 月 15 日

財 務 大 臣 加 藤 勝 信

1	名 称 及 び 記 号	個 人 向 け 利 付 国 庫 債 券 （ 固 定 ・ 5 年 ） （ 第 164 回 ）
2	発 行 の 根 拠 法 律 及 び そ の 条 項	特 別 会 計 に 関 す る 法 律 （ 平 成 19 年 法 律 第 23 号 ） 第 46 条 第 1 項
3	振 替 法 の 適 用 等	社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法 律 （ 平 成 13 年 法 律 第 75 号 。 以 下 「 振 替 法 」 と い う 。 ） の 規 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振 替 機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。
4	発 行 額	額 面 金 額 で 120,660,950,000 円
5	最 低 額 面 金 額	10,000 円
6	振 替 単 位	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿 の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金 額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と す る 。
7	発 行 日	令 和 6 年 12 月 16 日
8	発 行 価 格	額 面 金 額 100 円 に つ き 100 円
9	利 率	年 0.60%
10	初 期 利 子	令 和 7 年 6 月 15 日 を 支 払 期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う （ 以 下 、 次 号 及

び第12号において規定する期日について同じ。))。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.60}{100} \times \left[\frac{1}{2} - \frac{1}{365} \right]$$

- | | | |
|----|----------|---|
| 11 | 第2期以後の利子 | 毎年6月15日及び12月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。 |
| 12 | 償還期限 | 令和11年12月15日 |
| 13 | 償還金額 | 額面金額100円につき100円 |
| 14 | 払込期日 | 令和6年12月16日 |
| 15 | 払込場所 | 日本銀行の本店又は支店 |
| 16 | 中途換金の取扱い | 中途換金の買取りは、令和7年12月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
(1) 令和7年12月15日から令和8年6月15日前までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 第2期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)
(2) 令和8年6月15日以後の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$ |
| 17 | 中途換金の特例 | 前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者(相続税法(昭和25年法律第73号)第21条 |

の 4 第 1 項 に 規 定 す る 特 定 障 害 者 扶 養 信 託 契 約 の 受 益 者 及 び 所 得 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (平 成 25 年 法 律 第 5 号) 第 3 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 相 続 税 法 第 21 条 の 4 第 1 項 に 規 定 す る 特 別 障 害 者 扶 養 信 託 契 約 の 受 益 者 を 含 む 。) が 、 死 亡 し た と き に は そ の 相 続 人 が 、 又 は そ の 居 住 す る 市 町 村 (特 別 区 を 含 み 、 地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 252 条 の 19 第 1 項 の 指 定 都 市 に あ っ て は 、 当 該 市 又 は 当 該 市 の 区 若 し く は 総 合 区 と す る 。) の 区 域 に お い て 、 災 害 救 助 法 (昭 和 22 年 法 律 第 118 号) に よ る 救 助 の 行 わ れ る 災 害 が 発 生 し 、 当 該 災 害 に か か っ た と き に は 当 該 個 人 向 け 国 債 を 有 す る 者 が 、 令 和 7 年 12 月 15 日 前 で あ っ て も 、 当 該 個 人 向 け 国 債 の 中 途 換 金 を 請 求 す る こ と が で き る も の と し 、 そ の 買 取 金 額 は 、 次 の 区 分 に 応 じ 、 そ れ ぞ れ の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 と す る 。

(1) 令 和 7 年 6 月 15 日 か ら 令 和 7 年 12 月 15 日 前 ま で の 間 の 場 合

額 面 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 - (初 期 利 子 に 相 当 す る 金 額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額)

(2) 令 和 7 年 6 月 15 日 前 の 場 合

額 面 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当
す る 金 額 - 経 過 利 子 に 相 当
す る 金 額

18 元 利 金 支 払 日 本 銀 行
場 所